

千代田区医療ステイ利用支援事業

千代田区では、医療的なケアを受けながらご自宅で療養されているかたが、介護をされているかたの 諸事情により、ご自宅での療養が一時的に困難になったときに、千代田区と医療ステイ協定を締結した 病院で短期間入院できる事業があります。

【ご利用の要件等】

対象者	以下の1~4の要件をすべて満たし、かつ5の要件のいずれにも該当しない千代田区
	民の方
	1. 要支援・要介護の認定を受けている
	2. 医療処置を必要としている
	【医療処置例】
	経管栄養(鼻・胃・腸)② 留置カテーテル ③ 在宅酸素療法 ④ 人工透析
	⑤ インシュリン注射 ⑥ ストマ管理 ⑦吸引 ⑧ 中心静脈栄養 ⑨気管切開後の
	管理 ⑪褥瘡処置 ⑪ その他(お問い合わせください)
	3. 本人の状況や介護者の事情により在宅における療養が一時的に困難となった場合
	(原則、本人の体調は安定していること)
	4. 介護保険施設の利用ができないこと
	5. ご利用いただけない方
	他の方に感染する恐れの高い感染症にかかっている場合
	・入院加療を要する場合
	• 他の入院患者さまに著しい迷惑をかける恐れのある場合
利用期間	・原則として、 1 か月につき最大 7 日間まで 利用できます(月をまたいでの利用も可
	能。例:4/29から5/3まで利用)。7日分を分割して利用することも可能。
	※杏雲堂病院では、医療ステイは地域包括ケア病棟で受け入れを実施しているため、医療ステイの利用合計日数
	が60日に達した場合は、3か月ご利用ができなくなりますので、あらかじめご了承下さい。
	がいし口に達した場合は、こか行と利用がくさなくなりよりので、めつかしめと」本下でい。
利用者	・医療ステイで利用する病室の <u>差額ベッド料のみ</u> 千代田区で負担します。
負担等につ	・医療ステイで入院中に、体調の変化等により高度な医療的処置が必要となった場合
いて	は、医療ステイではなく一般の入院に切り替わり、区が負担する個室料金がご利用
	者さまのご負担となります。
	・入院にかかる医療費・入院時食事療養費・保険外利用分・事前PCR検査費にかか
	る費用(在宅にて実施した検査)・利用申請に伴う診療情報提供書等の発行に要する
	費用 はご利用者さまのご負担となります。

【医療ステイ協定病院】

〇国家公務員共済組合連合会 **九段坂病院** (千代田区九段南1丁目6番12号)

〇公益財団法人佐々木研究所付属 杏雲堂病院 (千代田区神田駿河台一丁目8番)

〇公益財団法人東京都教職員互助会 **三楽病院** (千代田区神田駿河台二丁目5番地)

〇日本郵政株式会社 **東京逓信病院**(千代田区富士見2丁目14番23号)★透析対応可能

○医療法人社団 茂恵会 半蔵門病院 (千代田区麹町一丁目 10番) ★透析対応可能

★必要な医療処置やご本人様の状態によっては利用できない医療機関がありますので、事前にお問い合わせ ください。

【申し込み方法】

原則、利用開始希望日より2か月前から3週間前までですが、緊急のご利用を希望される場合は区にご相談ください。

- 1. ご利用を希望の方は、「**医療ステイ利用までの流れについて」を読み**、担当のケアマネジャーを通して「**医療ステイ利用支援申請書」**に署名の上、**在宅支援課 相談係**へ書類を提出してください。
- 2. 初めて利用される方や前回の利用から3か月以上利用のない方は、上記の書類の他、「診療情報 提供書」(主治医へ依頼)と「看護情報提供書」(訪問看護師へ依頼)を一緒に提出願います。
- 3. 2回目以降、医療ステイを利用する場合も「診療情報提供書」・「看護情報提供書」が必要となります(最新のご本人の身体の状況を受け入れ先の病院で把握するため)。



【 受付・相談・問い合わせ先 】

千代田区在宅支援課 相談係

03-6265-6483 (直通)